

(案)

## 滋賀県自治創造会議の回数等について

「滋賀県市町対話システムに関する申合せ」第4条(3)に定める「滋賀県自治創造会議」(以下、「自治創造会議」という。)の回数等について、同申合せ第11条に基づき、協議する。

---

自治創造会議の回数は、年4回とし、毎年、2月、4月、8月および11月の第2火曜日の午後2時に開催することを原則とする。ただし、都合により繰り上げまたは繰り下げることができる。

平成22年10月12日

(参考)「当面の開催予定日」

|       |           |      |
|-------|-----------|------|
| 平成23年 | 2月8日(火)   | 第7回  |
|       | 4月12日(火)  | 第8回  |
|       | 8月9日(火)   | 第9回  |
|       | 11月8日(火)  | 第10回 |
| 平成24年 | 2月14日(火)  | 第11回 |
|       | 4月10日(火)  | 第12回 |
|       | 8月14日(火)  | 第13回 |
|       | 11月13日(火) | 第14回 |